

## 第5回 港湾・空港工事のあり方検討会 議 事 概 要

日 時：令和4年3月7日（月） 13：30～16：00

場 所：WEB会議

### 1. 主な議事

- 港湾請負工事における適正な利潤確保の取組（モデル工事の試行等）に係る方針、及び港湾工事における契約変更事務ガイドラインの改定案等について委員による意見交換を行った。
- 資料1で提案された、令和4年度に概ね100件程度のモデル工事を選定して、① 港湾工事パートナーシップ強化宣言を行い、② 試行的に割り増しされた現場管理費率を使用した発注を実施し、割り増しされた現場管理費が下請け企業の一般管理費に如何に反映されるか、また担い手確保にどう結びついていくかの調査を行うことが確認された。
- 資料2に示されたワーキンググループで検討を重ねた「港湾工事における契約変更事務ガイドライン」を令和4年度から使用することが確認された。

### 2. 主な意見

【港湾請負工事における適正な利潤確保の取組に係る方針について】

- 今般新た標準見積書の様式が示されたが、元下間の契約には様々な考え方があり、必ずしも全ての元下契約が標準見積書に馴染むとは限らない。このため、標準見積書はあくまでもモデル工事の実施にあたって示された一つの考え方であって、全ての元下契約を対象としたものではないことを明示する必要がある。
- 下請契約の実態として、以下の理由により希望額より低い金額で受注するという実態がある。
  - ・ 受注競争のために企業努力を行う必要があるもの。
  - ・ 過去の受注実績を基に契約交渉が行われ、人件費や燃料費の上昇分を転嫁できないもの。
  - ・ 受注せずに利益がゼロになるよりは、希望額より低い金額であっても受注した方が多少は利益になるとの判断によるもの。
  - ・ 元請自身が必要な経費を受領していないことが推察されるなど、下請から請求しにくい事情があるもの。
  - ・ 低入札価格調査基準が元下間にはないことも原因かもしれない。
  - ・ 一度下がった価格を適正化するには何らかの取組が必要であり、現場管理費率において割増を行うモデル工事が実施されることは、適切な諸費用の支払いを促進する取組のきっかけとして非常に有効である。
- 受注者が適正な利潤が含まれる一般管理費等を確保するには、直接工事費、共通仮設費、現場管理費が適正な金額であることが前提であること

に留意する必要がある。

- 標準見積書の活用により、労務費を抑制することによって請負代金を値引きし、受注競争力を上げるという動きに歯止めが掛かることが期待される。
- 標準見積書には労務費の総価が計上されるが、担い手の育成・確保の観点から、発注者において労働者一人ひとりに適正な賃金が支払われることを把握する必要がある。例えば、業界団体により技能レベル別の標準労務単価を定める動きもあり、労務費の総価を労働力（人数・時間）で除して算出された実際の労務単価と標準単価を比較することで適正性を検証することもできる。
- 労働者の賃金については、例えば浚渫船の乗組員の場合、工事の施工中と待機中とでは単価が異なるなど、現場の実態は相当複雑であるため、適正な労務単価を把握するには工夫が必要である。
- モデル工事の実施によって受注者において適正な利潤が確保されれば、作業船の新造、更新等の投資に繋がることが期待される。しかしながら、そもそも需要がなければ投資に踏み切れないため、適正な利潤の確保に加え、長期的な業務量の見通しを示すなどの総合的な取組が必要である。

#### 【港湾工事における契約変更事務ガイドラインの改定案について】

- 国が発注する港湾工事を主な対象としているが、地方公共団体に対しても周知するなどして取組を広める必要がある。
- 本ガイドラインを通じて、受注者と発注者がイコールパートナーとしてより良い関係を築けることが期待される。品質確保調整会議等の場における受発注者間の協議に際しては、本ガイドラインが適切に運用される必要がある。
- ガイドラインは発注者と元請との契約に関する定めであるが、当該契約は元下間にも影響するものであるため、ガイドラインの運用にあたってはその点についても配慮する必要がある。

#### 【その他】

- 作業船の新造、更新等の投資にあたっては、ICT化を促進するための助成制度が望まれる。これにより、施工の自動化や自律化等による生産性向上が期待される。また、実態としては作業船の新造や更新だけでなく、作業船に搭載されている建設機械等を改造するニーズも高いため、これに対応できる助成制度を検討する必要がある。

- 作業船は種類によって償却期間が異なるが、例えばシールドマシーンは一つの工事で償却することとなっていることを踏まえ、作業船についても実態に合った償却期間となるよう検討する必要がある。
- 災害対応をはじめとする港湾の維持管理に必要となる作業船は概ね決まっていることを踏まえ、港湾の整備、保全及び管理の実施にあたっての当該作業船の法的な位置付け、所有形態、管理方法、助成等について思い切った検討が必要である。
- 作業船の買換税制について、利用実績が低調ではあるが、作業船を建造できる造船所が相当程度限られていることも考慮すべきである。このため、実績が少ないからといって本制度のニーズが少ないということではなく、今後も継続されることが望まれる。
- 担い手の育成・確保にむけて、様々な取組を試行することが重要。試行と効果の検証を随時実施し、より効果的な方法を見いだすことにより制度疲労を防ぐ必要がある。

以 上